

## 陳 情 書

### 1 趣旨及び理由

現在、ゲノム編集技術を利用した食品（トマト、マダイ、フグ、ヒラメ等）が市場に流通していますが、外来遺伝子を含まないという理由から表示義務がなく、消費者は知らないうちに購入・摂取してしまう可能性があります。これは、食品選択の基本である「知る権利」「選ぶ権利」を著しく制限するものです。

消費者基本法の「基本理念（第2条）」には、消費者に対して必要な情報が提供され、消費者の自主的かつ合理的な選択を行う機会が確保されるべきであると定められています。また、「国の責務（第3条）」として、第2条の基本理念にのっとり消費者政策を推進することが国の責務と明記されています。ゲノム編集食品の非表示制度は、これらの理念を実質的に損なう現状となっています。

新技術であるゲノム編集は評価が定まらない部分も多く、商品が増加する中で、透明性と情報提供の体制を整えることは急務です。こうした問題意識は全国的にも共有されており、これまでに鎌ヶ谷市、小金井市、三鷹市、静岡県、岩手県、愛知県、北杜市、府中市など30以上の自治体議会からゲノム編集食品の「表示義務化」や「情報提供の在り方の見直し」を国に求める意見書が提出されています。これは、消費者の権利を守るための施策が求められていることを示すものです。

食は生命と健康に直結する分野であり、消費者が何を選んで食べるか主体的に判断できる環境づくりは極めて重要です。狛江市においても、市民の安心と権利を守る立場から、国に対し制度の改善を求める必要があります。

以上の理由により、狛江市議会におかれましては、国に対し、ゲノム編集食品の表示義務化を国に求める意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

### 2 要望事項

狛江市議会として、国に対し、ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書を提出してください。